

二地域居住等促進戦略策定業務委託仕様書

1 業務名

二地域居住等促進戦略策定業務委託

2 業務目的

本市は、避暑地としての圧倒的な夏の涼しさ、豊富なグルメ、大自然といった観光資源と、ひがし北海道の中核都市として医療施設や商業施設がある都市機能や、周辺観光地や大都市圏や札幌圏とのアクセスの良さなどのポテンシャルを活かし、民間事業者が運営するホテルやマンスリーマンション等を受け皿として、長期滞在者数(*1)を順調に伸ばし13年連続北海道内第1位の実績(*2)となっている。しかしながら、長期滞在者はシニア世代が多く移住者につながりにくいことや、夏季は滞在施設が不足するものの、厳しい冬のイメージから、冬季は長期滞在者がいないことで滞在施設数が増えないなどの課題を抱えている。

また、地方創生、テレワークや副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方が広がる中、地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを受け、国から二地域居住促進法が公布されるなど、より都会から地方への流れが創出・拡大することが期待されている。

本業務は、このような実情を踏まえ、他地域には無い夏の涼しさという最大の強みを活かしながら、長期滞在から二地域居住へ、そして移住定住への促進を図るため、また交流人口と関係人口を爆発的に増やすことで、民間事業者が稼ぐ仕組みづくりの実現と、地域内の経済波及効果を高め、減少が続く本市の人口を補完し本市が抱える諸問題を解決できるよう、現状や課題等を整理し、目標や取り組むべき施策とその役割分担を検討の上、最終的には民間事業者により自走できるよう、実現に向けたロードマップとアクションプランを策定することを目的とする。

*1 釧路市における長期滞在者の定義は、3泊4日以上釧路市内に滞在する者を指す。ただし、出張目的のビジネス滞在者と、調整・練習・大会出場のためのスポーツ滞在者を除く。

*2 北海道が取りまとめる『北海道体験移住「ちょっと暮らし」』の令和5年度実績において、平成23年度から13年連続での全道第1位。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年8月29日まで

4 契約上限金額

6,600,000円(消費税及び地方消費税含む。)

5 業務内容

(1) 二地域居住等促進戦略・アクションプランの策定

- ①本戦略は、「釧路市まちづくり基本構想」と「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし「釧路市観光振興ビジョン」とも整合を図りつつ、交流人口・関係人口の増加(二地域居住促進)の視点から定める個別戦略とする。
- ②戦略・アクションプランの策定にあたっては、不動産、ホテル、観光、交通事業者等と行政からなる「くしろ長期滞在ビジネス研究会」会員、及び観光やスポーツ合宿(*3)等交流人口・関係人増加施策に関連する釧路市役所内の関係課の合意形成を支援するものとする。
- ③戦略・アクションプランの策定にあたっては、ターゲットの設定、誘客につながる広報戦略、リピート率や滞在日数、域内消費額の増加につながる受入体制の充実、滞在施設の拡充など、具体的な施策を立案し、役割分担、実現に向けたロードマップを策定すること。

(2) 戦略、アクションプラン策定等に必要な調査・分析等の実施。

本市を訪れる長期滞在者の傾向とニーズを分析すること。また、本市の現状と課題、長期滞在、二地域居住、移住につながる本市の強みとなる地域特性や、長期滞在、二地域居住、移住者が増えることで解決できる地域の課題などを把握するために必要な本市の基礎的事項を整理すること。

(3) 目標値の設定

- ① 目標となる長期滞在者数の設定 ※市と協議の上決定すること。
- ② 上記①の目標数値を実現するための、目標滞在施設数の設定。

民間投資を促し、夏季に不足する民間等の長期滞在施設を増やすための取組について提案すること。

(4) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

長期滞在者数増加並びに立案した導入施策及びプロジェクトを実現するために実施すべき事項を整理し、進捗管理のための指標を設定するとともに、「くしろ長期滞在ビジネス研究会」会員と連携した体制構築の検討を行うこと。

(5) ヒアリングの実施等

(1)から(4)に関する検討においては、長期滞在者、二地域居住者及び「くしろ長期滞在ビジネス研究会」会員等へヒアリングやアンケート等を実施するとともに、「くしろ長期滞在ビジネス研究会」の会議への参加や、市役所の交流人口・関係人口に係る施策の関係課を対象とした会議に参加し、得られた意見を導入施策に反映させること。

(6) 中間報告及び結果報告について

業務の内容に関して、中間報告及び結果報告を行うこととし、報告の時期については、業務委託契約締結後に市と受託者において協議の上、決定するものとする。

6 成果品

(1) 二地域居住等促進戦略・アクションプラン

① 二地域居住等促進戦略・アクションプラン A4版(図表等はA3も可)

② 二地域居住等促進戦略・アクションプラン(概要版) A4版、4ページ程度

※①、②ともにデータや図表、イラスト、写真を盛り込み、市民や事業者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(2) 調査、分析、ヒアリング、アンケート結果・会議結果等(プラン策定に使用した基礎資料)の報告書 1式

(3) その他業務により作成した資料 1式

(4) 成果品の提出は紙媒体 10部、電子データ一式(上記を記録したCD-R等の電子記憶媒体に保存の上、提出)とする。

7 費用

本プロポーザルにかかる書類の作成、提出に要する費用はすべて参加者の負担とする。

8 実施上の注意事項

(1) 事業の実施に当たっては、実施行程等を明らかにした事業計画書を作成し、釧路市の承認を得ること。業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを本市と十分に行い、市の承認の上行うこと。

(2) 業務内容については、本仕様書の内容を基本とするが、本業務の実施過程で仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、市から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

なお、本仕様書に定めのない事項については必要に応じ釧路市と協議の上処理すること。

(3) 本業務で策定する戦略・アクションプランにおいては、役割分担を明確にし、それぞれの立場で実施可能な内容とする。また、アクションプランの策定にあたっては、国土交通省による二地域居住促進法改正に伴う制度等、関連する国の制度を十分理解して業務を行うほか、二地域居住促進法等の多様な補助金の活用を検討すること。

(4) 必要に応じて、市等が主催する長期滞在等交流人口・関係人口に関連する会議等に出席し、業務内容に関する説明及び報告を行い、合意形成を図ること。

(5) 本業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。

9 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、企画提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、釧路市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を釧路市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

①受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

②業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年釧路市条例第2号)を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法及び最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

①本業務の実施により得られた成果(成果物含む)、情報および二次的著作物の著作権については、本市に帰属するものとする。

本業務で得られたデータ等については、釧路市に帰属し、許可なくして使用・流用してはならない。

②受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 委託費の返還等

①本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

② 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと本市が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。